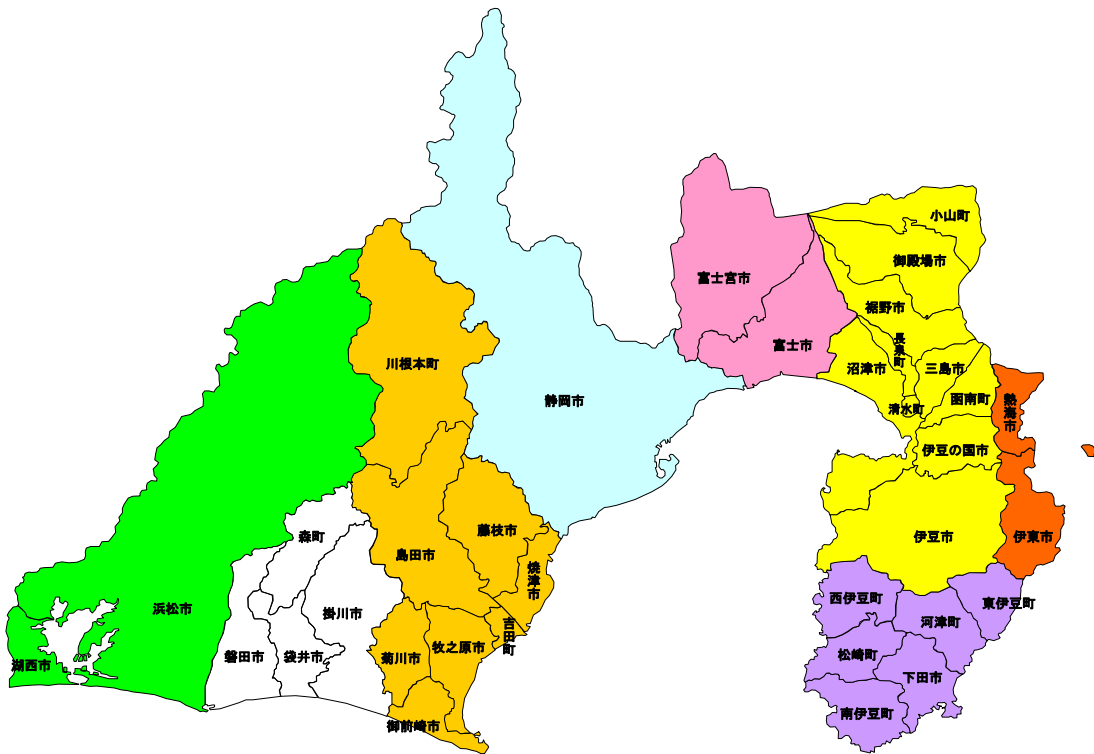


第三部 市町ごとの公的助成制度



○西部地域

浜松市	202
磐田市	216
掛川市	221
袋井市	228
湖西市	234
御前崎市	239
菊川市	244
森町	249

○中部地域

静岡市	157
島田市	165
焼津市	172
藤枝市	178
牧之原市	188
吉田町	194
川根本町	198

○東部地域

沼津市	79
熱海市	85
三島市	89
富士宮市	97
伊東市	103
富士市	108
御殿場市	116
裾野市	121
伊豆市	126
伊豆の国市	132
函南町	138
清水町	142
長泉町	148
小山町	153

○賀茂地域

下田市	57
東伊豆町	62
河津町	66
南伊豆町	69
松崎町	73
西伊豆町	76

制度の見方

目的に合わせて制度を分類しています。

制度名

① 住宅を新築・購入したい方

◎ 地域材を利用した住宅への助成事業（天竜材の家 百年住居る事業）

<p>利用の条件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に自ら居住するために木造住宅を新築・増築する方、又は木造の店舗・施設(常に業務等に使用)を新築・増築する方(建売住宅、リフォームは対象外) ・ 住宅では居住面積、店舗・施設では業務等に使用する場所の面積が66㎡以上であること。(増築の場合は増築部分の居住面積、業務等に使用する場所の面積が66㎡以上であること) ・ 地域材を主要構造材(土台・柱・梁・桁・大引き・母屋・束・筋違い・間柱・根太・垂木)使用量の80%以上使用し、内装材(床・天井・内壁材)と合わせ5㎡以上使用すること。店舗・施設では地域材を5㎡以上使用すること。(内装材を助成対象とする場合には、協議会登録の製材メーカーのものを使用すること) ・ 使用する地域材は「しずおか優良木材」と同等の品質基準を有していること ・ 他の住宅助成制度と併用が可能 ・ 建築現場を地域材PRの場として提供でき、アンケート依頼等に協力できること ・ 市税を完納していること
<p>補助額等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域材使用量㎡あたり2万円、上限25万円 ・ 地域材総使用量全体のうち、FSC森林認証材を50%以上使用すると10万円追加
<p>問合せ先</p>	<p>一般社団法人浜松地域材利用促進協議会事務局 TEL 053-423-3010</p>

制度の詳細について、利用の条件、補助額等、申込窓口、問い合わせ先などを記載しています。

補助制度の場合は補助額

※制度は、平成30年4月1日時点のものを掲載しています。